

## 阿賀野川水系流域懇談会 上流部会 規約（案）

### （目的）

第1条 この規約は、阿賀野川水系流域懇談会（以下「懇談会」という。）第4条第3項に基づき設置する上流部会（以下「部会」という。）に関する事項を定めるものである。

### （審議内容）

第2条 部会は、阿賀川河川事務所が管理する大臣管理区間における整備計画の内容に関する事項を審議する。

### （組織等）

第3条 上流部会は原則、別添に掲げる委員で組織するが、懇談会委員は参加して意見を述べるができるものとする。

### （部会長）

第4条 部会には部会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。  
2 部会長は部会の委員の意見を集約する。

### （会議）

第5条 会議は、部会長が議長となり、議事を運営する。  
2 会議は別添に掲げる委員の半数以上の出席をもって成立する。

### （懇談会への報告）

第6条 部会長は、部会での検討結果を懇談会に報告するものとする。

### （規約の改正）

第7条 本規約の改正は部会の委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

### 附則（施行期日）

この規約は、平成21年3月 日より施行する。